

三重県工事一時中止に係る ガイドライン

平成29年7月

令和8年7月一部改定

三重県 県土整備部

目次

I 三重県工事一時中止に係るガイドライン

| | |
|----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 契約図書への位置づけ | 1 |
| 2. 工事の一時中止に係る基本フロー | 2 |
| 3. 発注者の中止指示義務 | 3 |
| 4. 工事を中止すべき場合 | 3 |
| 5. 中止の指示・通知 | 4 |
| 6. 基本計画書の作成 | 4 |
| 7. 工期短縮計画書の作成 | 5 |
| 8. 請負代金額又は工期の変更 | 5 |
| 9. 増加費用の考え方 | 6 |
| (1) 本工事施工中に中止した場合 | |
| (2) 準備工期間に中止した場合 | |
| (3) 契約後準備工着手前に中止した場合 | |
| (4) 工期短縮を行った場合 | |
| 10. 増加費用の算定 | 8 |
| 11. 増加費用の扱い | 10 |

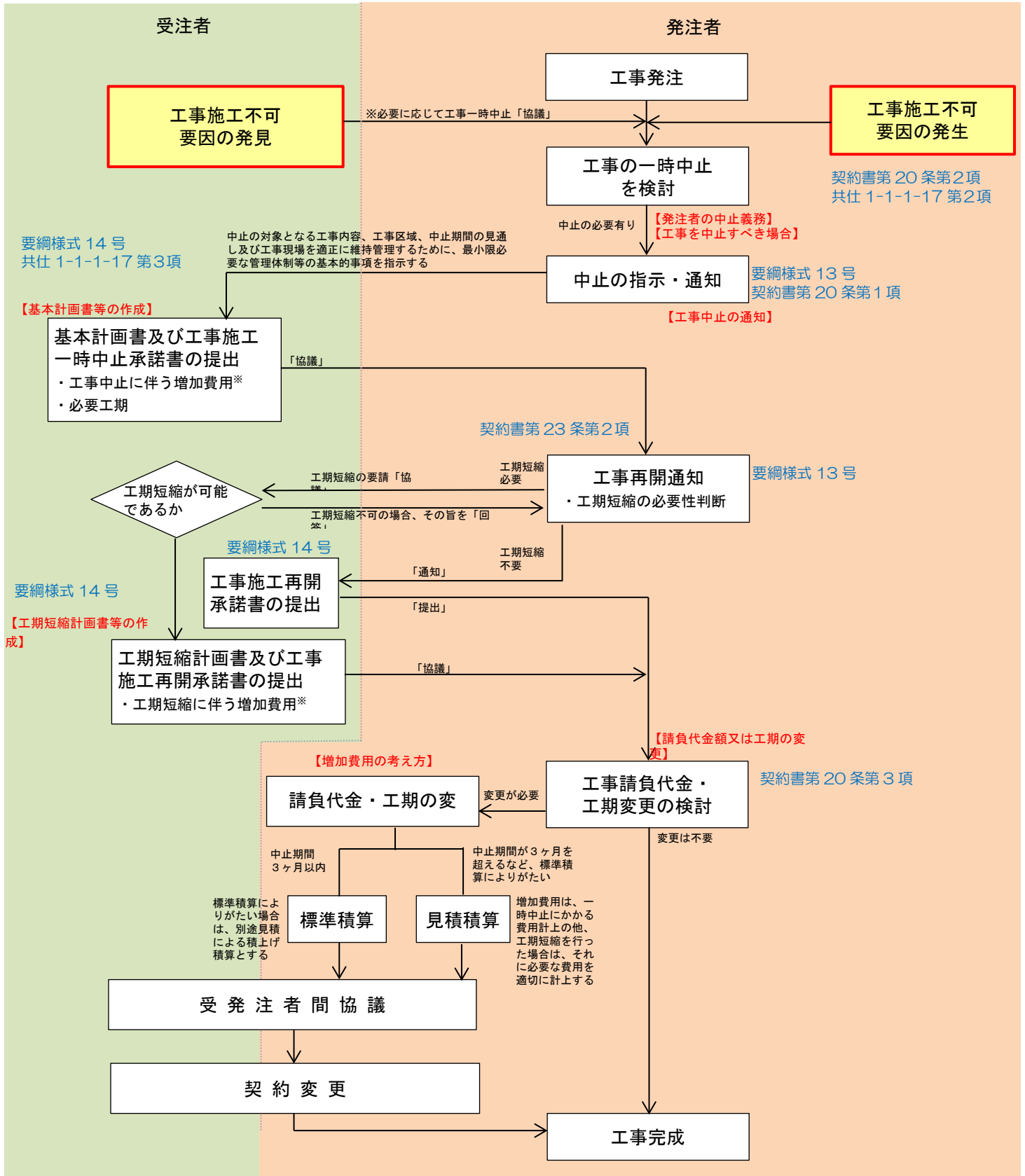
| | |
|------|----|
| 参考資料 | 11 |
|------|----|

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱
令和8年6月（抜粋）
2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月（令和8年7月一部改定）（抜粋）
3. 積算基準（共通編）令和8年7月（抜粋）
4. 現場代理人の取扱いについて（通知）令和6年6月14日

II 補足資料

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 三重県工事一時中止に係るガイドラインについて | 30 |
| 2. 工事一時中止の区分 | 30 |
| 3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い | 31 |
| 4. 請求の流れ及び適用範囲 | 32 |
| 5. 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合） | 34 |
| 6. 基本計画書の作成例 | 35 |
| 7. 工事請負代金変更請求の作成例（1） | 36 |
| 8. 工事請負代金変更請求の作成例（2） | 36 |
| 9. 工事請負代金変更請求の作成例（3） | 37 |
| 10. 工事請負代金の構成 | 38 |

2. 工事の一時中止に係る基本フロー



※概算費用は、参考値であり、契約時点の費用を拘束するものではない。

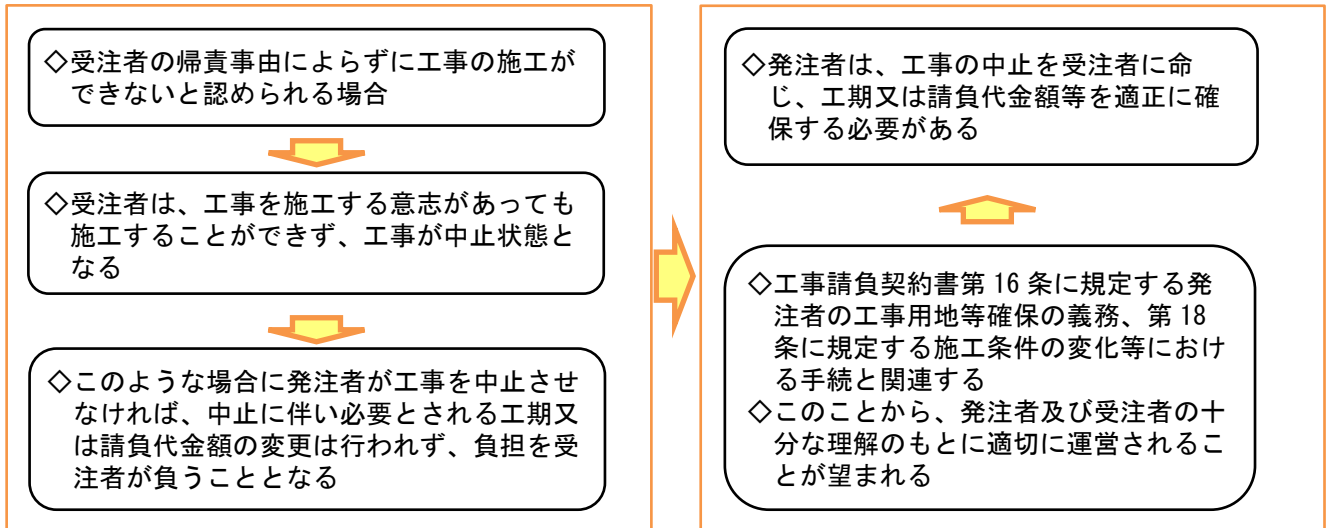
注1) 三重県公共工事共通仕様書（以下、「共仕」という）

注2) 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下、「要綱」という）

3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。【契約書第20条】
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注1) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。【監理技術者制度運用マニュアル】
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合は、技術者の途中交代が認められる。【共仕1-1-1-101第2項】

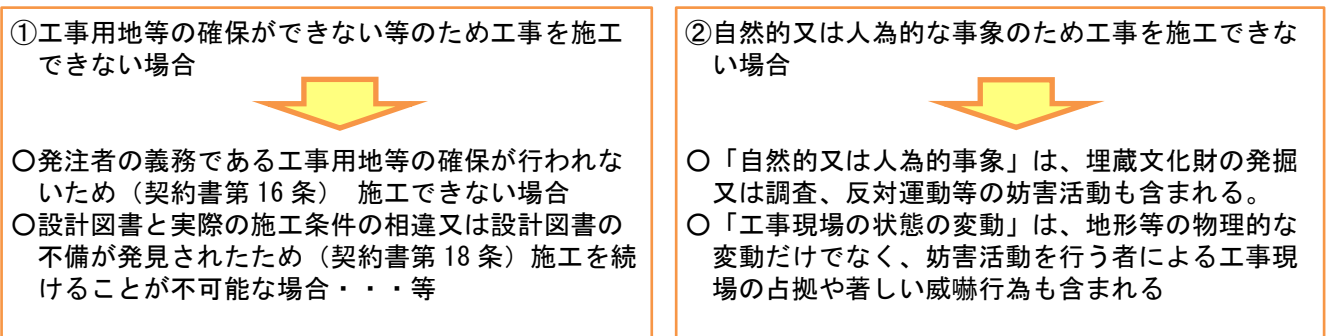
注2) 現場代理人の常駐免除の取り扱い：発注者は工事の全部の施工を一時中止している期間は、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。【契約書第10条第3項、建設業課通知(R6.6.14)】

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約書第20条第1項】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約書第20条第2項】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。



5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※ 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【共仕1-1-1-17第3項】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。【契約書第23条】

記載内容

- ◇工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。【契約書第20条第3項】
※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
 - ◇増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

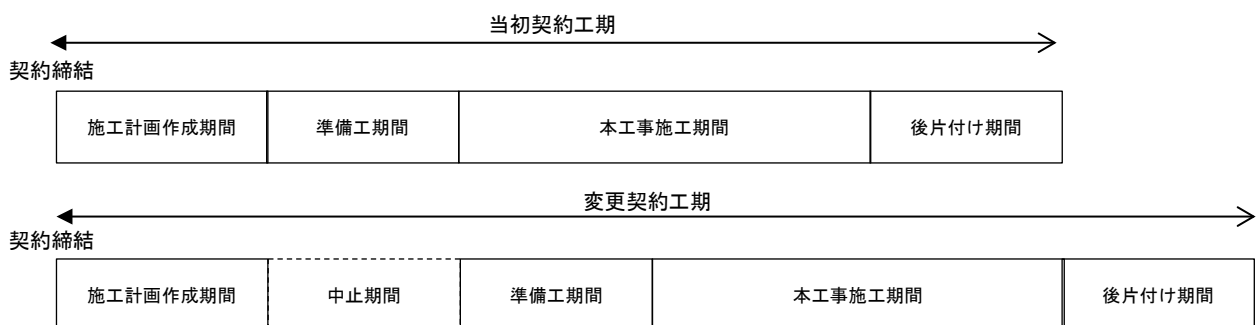
工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

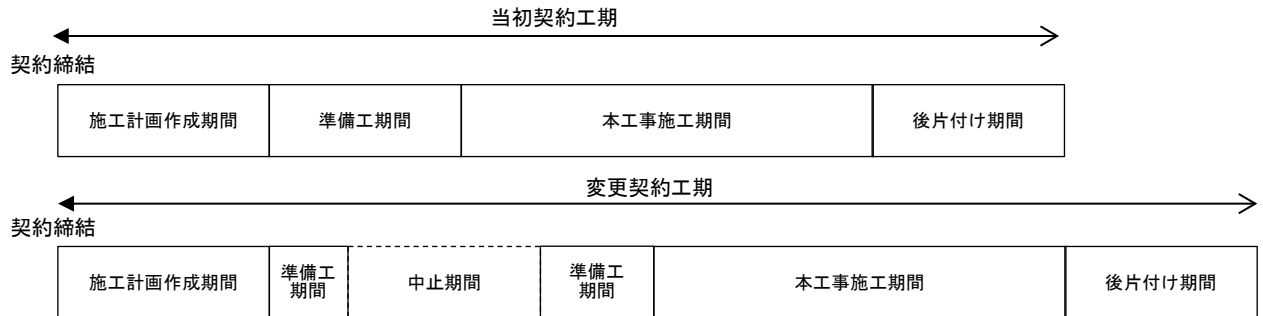
- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



- ◇基本計画書の作成
 - 契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
 - このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
- ◇増加費用
 - 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要なに応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例．・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

例．・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例．・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約書第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

増加費用を見込む場合の主な事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

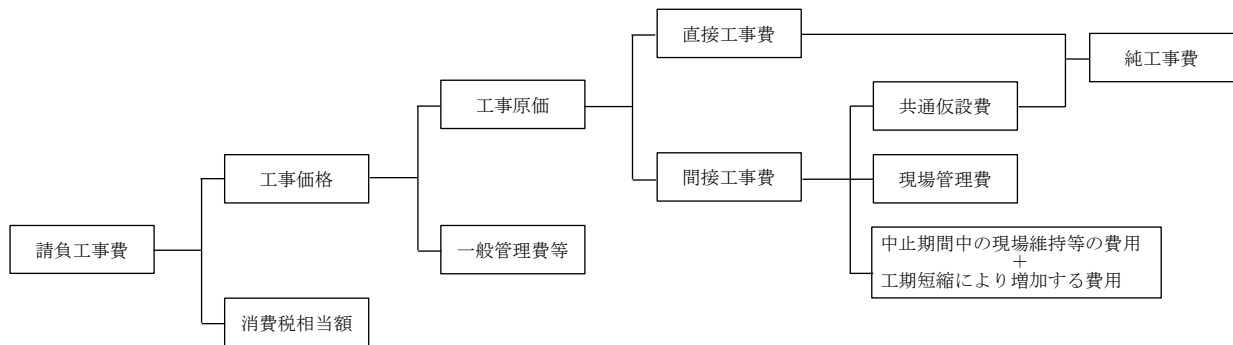
10. 増加費用の算定

■増加費用の算定（1）

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、**必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。**
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注)・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の算定（２）

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月[※]以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率（単位% 小数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位円1,000円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位円1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ dg ）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数（積算基準による）

11. 増加費用の取扱い

■増加費用の取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、設計変更により対応する。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

参考資料

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱
令和8年6月（抜粋）
 - (1) [第1号様式の2] 建設工事請負契約書の条項 [金銭的保証用]（抜粋）
 - 第16条（工事用地の確保等）
 - 第18条（条件変更等）
 - 第20条（工事の中止）
 - 第23条（発注者の請求による工期の短縮等）
 - 第50条（受注者の解除権）
 - (2) [第13号様式] 工事施工一時中止（再開）通知書
 - (3) [第14号様式] 工事施工一時中止（再開）承諾書

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月（令和8年7月一部改定）（抜粋）
 - 1-1-1-17 工事の一時中止
 - 1-1-1-19 工期変更
 - 1-1-1-101 主任技術者及び監理技術者（2）

3. 積算基準（共通編） 令和8年7月（抜粋）
 - 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

4. 現場代理人の取扱いについて（通知） 令和6年6月14日付県土第03-53号

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱
令和8年6月（抜粋）

(1) [第1号様式の2] 建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕（抜粋）

第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権利を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約をする場合は、以下の各号に定める条件を適用するものとする。ただし、工場製作を含む工事であって、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を設置する場合は、現地施工期間に設置する現場代理人、監理技術者等に適用するものとする。
- (1) 監理技術者等は、工事現場に専任のものでなければならない。
 - (2) 現場代理人について、第3項の規定を適用することはできない。

第16条（工事用地の確保）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 50 条（受注者の解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を催告によらず直ちに解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) [第13号様式] 工事施工一時中止 (再開) 通知書

第13号様式

工事施工一時中止 (再開) 通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

下記工事は、施工を一時中止 (再開) するので通知します。

記

| | | | | |
|----|-----------------------|--------------------|-------|-------|
| 1 | 工事番号及び工事名 | 第 号 | 町 大字 | 地内 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市 郡 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 3 | 工 期 | 着手 完成 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 4 | 請 負 代 金 額 | 円 | | |
| 5 | 中 止 期 間 | (うち消費税及び地方消費税の額 円) | | |
| 6 | 中 止 区 域 | 年 月 日 | から | 日 間 |
| 7 | 中 止 (再開) の理由 | 年 月 日 | 日 | |
| 8 | 再 開 期 日 | 年 月 日 | | |
| 9 | 変更による完成予定期限 | 年 月 日 | | |
| 10 | 一時中止工事に係る 必要な管理体制等 | | | |

(3) [第14号様式] 工事施工一時中止 (再開) 承諾書

第14号様式

工事施工一時中止 (再開) 承諾書

第 年 月 日

三重県知事

あて

受注者

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ④

| | | | | |
|---|-----------|-------|-------|-------|
| 1 | 工事番号及び工事名 | 第 号 | 町 大字 | 地内 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市 郡 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 3 | 工 期 | 着手 完成 | 年 月 日 | 年 月 日 |

年 月 日 第 号で通知を受けました上記工事について、当該通知
のとおり工事一時中止 (再開) することを承諾いたします。

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和7年7月（令和8年7月一部改定）（抜粋）

1-1-1-17 工事の一時中止

1. 一般事項(1)

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-46臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

4. 一般事項(2)

発注者は、第1項のほかに以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

- (1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合
- (2) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
- (3) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

1-1-1-19 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

1-1-1-101 主任技術者及び監理技術者（2）

1. 技術者の選任

受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-5に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。

表 1-5 主任技術者又は監理技術者の資格・・・【省略】

2. 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。このことから、監理技術者等の途中交代については、発注者との協議により承諾を得られた場合とする。

交代の条件としては、以下のとおりとする。

①死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合

②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

③工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合

なお、①～③以外において途中交代を行う必要が生じた場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて」を参考に発注者と協議を行うこと。

ただし、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者とする。

また、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、7日以上重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がない体制を確保すること。

そのほか、監理技術者等の交代に当たっては、発注者求めた場合、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関して説明を行うこと。

3. 監理技術者

受注者は、専任の監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを現場代理人等通知書に添付して発注者に提出するものとする。

4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事

受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を1-1-1-6施工計画書に記載しなければならない。

5. 現場代理人等通知書

受注者は、現場代理人等通知書を工事契約締結時に発注者に提出しなければならない。

6. 技術者の専任・兼任

(1) 技術者の専任

受注者は、請負金額4,500万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知 令和7年1月28日付け 国不建技第147号）によるものとする。

(2) 技術者の兼務

受注者は、請負金額500万円以上4,500万円未満（建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上9,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者（監理技術者）が兼務できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。

また、県発注公共工事において、建設業法第26条第3項第1号により情報通信技術を利用し専任現場を兼務する場合（以下、「専任特例1号」という。）、建設業法第26条第3項第2号により監理技術者補佐を配置し専任現場を兼務する場合（以下、「専任特例2号」という。）及び建設業法第26条の5により特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）の職務を、営業所技術者が主任技術者の職務を兼務する場合（以下、「専任特例営業所技術者」という。）については、以下のとおりとする。（兼務する工事も含む）

①専任特例1号

以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者等は、専任を要する工事を兼務できることとする。なお、同一の主任技術者等が、専任特例1号の工事現場と専任特例2号の工事現場を兼務することはできない。

また、主任技術者等は、現場代理人（兼務する工事も含む）、建設業法上の営業所技術者若しくは特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

イ 同一の主任技術者等が兼務できる工事は、2つの工事現場が同一建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内であること。

ウ 受注者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えた場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、主任技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意する。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。なお、当面の間は電子メールを通じた作業日報等の提出により主任技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。

カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

キ 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

ク 低入札工事でないこと。

ケ 主任技術者等を置かなければならない工事をすでに受注していること。

コ 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ～ケの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

サ カで作成した人員の配置を示す計画書を提出すること。

②専任特例2号

以下の要件を全て満たす場合は、監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとする。

なお、監理技術者は、現場代理人（兼務する工事も含む）、営業所技術者等、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

また、監理技術者補佐は、本工事に専任で配置することとし、他工事の現場代理人若しくは主任技術者等、営業所技術者等、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。

ア 予定価格が3億円未満の工事であること。

イ 工事の技術的難度が高い工事でないこと。

ウ 兼務できる工事数は2件までであること。

エ 低入札工事でないこと。

オ 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。

カ 兼務する工事の場所が監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、同一建設事務所管内であること。

キ 公共工事であること。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。

ク 監理技術者補佐を専任で配置すること。

ケ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

コ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

サ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

シ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ス 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

セ 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

ソ 監理技術者を置かなければならない工事（当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる場合）をすでに受注していること。

タ サ～スについての内容がわかる業務分担・連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。

③専任特例営業所技術者

1) 専任を要する工事

以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者等を、営業所技術者は主任技術者を兼務できることとする。

なお、専任特例1号及び2号を活用する工事との併用はできない。

また、営業所技術者等は、現場代理人、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務はできない。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例営業所技術者を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

エ 同一の主任技術者等が兼務できる工事は、営業所が工事現場と同一建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内であること。

オ 受注者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）

を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が2（建築一式工事の場合は3）を超えた場合には、それ以降は専任特例営業所技術者を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

カ 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、主任技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意する。

キ 当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。なお、当面の間は電子メールを通じた作業日報等の提出により主任技術者等が作業員の入退場を確認できれば有効とする。

ク 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

ケ 主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

コ 低入札工事でないこと。

サ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

シ クで作成した人員の配置を示す計画書を提出すること。

2) 専任を要しない工事

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等は主任技術者を兼務できることとする。なお、営業所技術者等は、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務することができる。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 同一の主任技術者が兼務できる工事は、営業所が工事現場と同一建設事務所管内であること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 低入札工事でないこと。

オ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

上記以外の場合（営業所が工事現場の隣接する建設事務所管内の場合）、専任を要する工事の要件を全て満たす場合（要件ウを除く）は、主任技術者を兼務できることとする。

3. 積算基準（共通編） 令和8年7月（抜粋）

第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

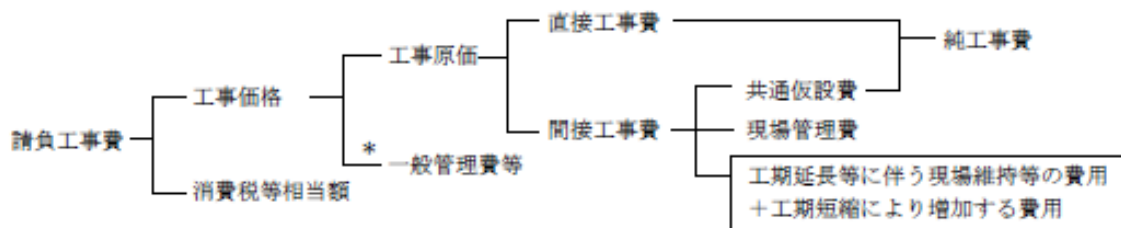
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用の算定

2-1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

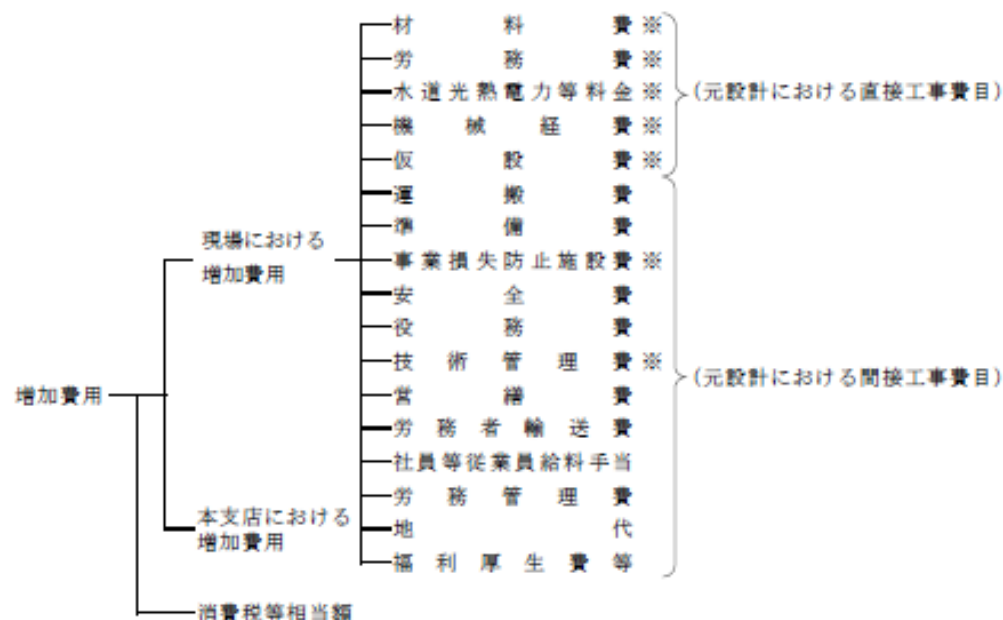
(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要の労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

④ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

⑤ 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているもの

と同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

フ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（％、小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)2)に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

（前記2-2(1)1)に示す積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％、小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2(1)2)に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：工種毎に決まる係数（別表-1）

別表-1

| 工種区分 | 係数 A | | | | | | | | | | 係数 B | | | | 係数 a | 係数 b |
|--------------|----------|--------|--------|-------------|-------------|-----------|---------|----------|---------|---------|-------------|-------------|-----------|---------|---------|--------|
| | 一般交通影響無し | 大都市(1) | 大都市(2) | 一般交通影響有り(1) | 一般交通影響有り(2) | 市街地(1)(2) | 山間部及び離島 | 一般交通影響無し | 大都市(1) | 大都市(2) | 一般交通影響有り(1) | 一般交通影響有り(2) | 市街地(1)(2) | 山間部及び離島 | | |
| 河川工事 | 1901.4 | - | - | 2116.7 | 2194.1 | 2194.1 | 1936.0 | -0.3294 | - | - | -0.3275 | -0.3280 | -0.3280 | -0.3289 | 13.3999 | 0.1615 |
| 河川・運河・排水施設工事 | 410.4 | - | - | 452.5 | 452.4 | 452.4 | 413.5 | -0.2019 | - | - | -0.2004 | -0.2012 | -0.2012 | -0.1994 | 1.0955 | 0.2057 |
| 橋梁工事 | 521.4 | - | - | 550.7 | 551.6 | 551.6 | 488.2 | -0.2306 | - | - | -0.2255 | -0.2280 | -0.2280 | -0.2224 | 4.2609 | 0.2226 |
| 運河改良工事 | 78.9 | - | - | 87.2 | 87.0 | 87.0 | 79.4 | -0.0714 | - | - | -0.0698 | -0.0706 | -0.0706 | -0.0688 | 2.4722 | 0.2511 |
| 運河開削工事 | 4780.3 | - | 5819.2 | 5307.1 | 5271.4 | 5307.1 | 4867.7 | -0.2605 | - | -0.2793 | -0.2796 | -0.2801 | -0.2796 | -0.2791 | 6.9850 | 0.2036 |
| ダム工事 | 1236.0 | - | - | 1436.8 | 1399.1 | 1399.1 | 1351.0 | -0.2684 | - | - | -0.2907 | -0.2895 | -0.2895 | -0.2921 | 0.5348 | 0.3294 |
| 灌漑排水工事 | 3392.5 | - | - | 3979.5 | 3855.9 | 4318.8 | 3764.5 | -0.2455 | - | - | -0.2485 | -0.2470 | -0.2483 | -0.2504 | 1.0260 | 0.2838 |
| 堤防工事 | 903.0 | 1754.5 | 1331.5 | 1182.5 | 1087.6 | 1254.4 | 1146.1 | -0.2725 | -0.3002 | -0.2837 | -0.2807 | -0.2767 | -0.2801 | -0.2858 | 0.7817 | 0.3147 |
| 自然護岸工事(1) | 213.2 | - | - | 247.5 | 241.0 | 241.0 | 232.8 | -0.1455 | - | - | -0.1480 | -0.1468 | -0.1468 | -0.1496 | 0.4878 | 0.3598 |
| 自然護岸工事(2) | 314.1 | - | - | 363.9 | 354.7 | 354.7 | 341.7 | -0.1833 | - | - | -0.1832 | -0.1843 | -0.1843 | -0.1865 | 0.0142 | 0.5399 |
| トンネル工事 | 1070.6 | - | - | 1331.2 | 1253.2 | 1253.2 | 1206.0 | -0.2619 | - | - | -0.2685 | -0.2652 | -0.2652 | -0.2726 | 0.1118 | 0.4194 |
| 鉄道・地下鉄工事 | 275.1 | - | - | 288.4 | 295.3 | 295.3 | 254.5 | -0.1797 | - | - | -0.1738 | -0.1767 | -0.1767 | -0.1700 | 0.1422 | 0.4132 |
| 運河維持工事 | 303.5 | 362.0 | 363.4 | 333.4 | 333.6 | 363.7 | 302.7 | -0.1653 | -0.1568 | -0.1628 | -0.1634 | -0.1643 | -0.1636 | -0.1623 | 1.6840 | 0.2369 |
| 河川維持工事 | 625.1 | - | - | 697.2 | 697.9 | 697.9 | 633.0 | -0.2406 | - | - | -0.2391 | -0.2389 | -0.2399 | -0.2381 | 6.0310 | 0.2114 |
| 下水道工事(1) | 103.2 | - | 133.3 | 119.9 | 116.7 | 116.7 | 112.6 | -0.0941 | - | -0.0975 | -0.0996 | -0.0954 | -0.0954 | -0.0961 | 0.2192 | 0.3472 |
| 下水道工事(2) | 282.4 | - | 333.1 | 306.7 | 306.7 | 306.7 | 276.7 | -0.1811 | - | -0.1770 | -0.1781 | -0.1796 | -0.1796 | -0.1763 | 1.1316 | 0.3063 |
| 下水道工事(3) | 365.6 | - | - | 422.5 | 412.8 | 412.8 | 395.6 | -0.1891 | - | - | -0.1916 | -0.1904 | -0.1904 | -0.1932 | 2.7078 | 0.2569 |
| 下水道工事(4) | 186.2 | - | 225.2 | 206.0 | 205.4 | 205.4 | 188.0 | -0.1419 | - | -0.1404 | -0.1408 | -0.1414 | -0.1414 | -0.1401 | 0.6805 | 0.3202 |
| 公園工事 | 643.6 | - | - | 715.1 | 711.5 | 711.5 | 654.3 | -0.2235 | - | - | -0.2229 | -0.2232 | -0.2232 | -0.2225 | 13.5714 | 0.1739 |
| コンクリートダム工事 | 115.6 | - | - | - | - | - | - | -0.0824 | - | - | - | - | - | - | 0.3292 | 0.3621 |
| フィッシュウェイ工事 | 91.3 | - | - | - | - | - | - | -0.0673 | - | - | - | - | - | - | 0.1633 | 0.3963 |
| 灌漑施設工事 | 286.2 | 323.7 | 320.4 | 293.4 | 293.1 | 320.0 | 287.2 | -0.1540 | -0.1467 | -0.1510 | -0.1518 | -0.1529 | -0.1520 | -0.1504 | 0.6035 | 0.6165 |
| 管渠ボックス工事 | 1336.5 | - | - | 1523.7 | 1498.7 | 1498.7 | 1413.4 | -0.2680 | - | - | -0.2681 | -0.2681 | -0.2681 | -0.2681 | 3.6607 | 0.2249 |

(注) 係数A・Bにおける施工地域区分は、「第1編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

4. 現場代理人の常駐緩和取扱いについて（通知） 令和6年6月14日付県土第03-53号

県土第03-53号
令和6年6月14日

各発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副部長)

現場代理人の取扱いについて（通知）

建設工事請負契約書の条項第10条第2項に規定する現場代理人について、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」の改正に伴い、下記のとおり取扱いを定めたので通知します。

なお、この通知に伴い令和4年3月28日付け県土第03-212号「現場代理人の取り扱いについて」は廃止します。

記

- 1 契約時等における現場代理人確認の取扱い
 - (1) 契約時の提出書類
 - ア 現場代理人等通知書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱様式-1）
 - イ 契約時における現場代理人チェックリスト（別記様式1）及び添付書類
 - ウ 現場代理人の直接的な雇用が確認できる書類
 - (2) 契約時の内容確認
 - ア 受注者から提出された書類及びコリンス等により別記様式1の記載内容の確認を行うこと。
 - イ コリンスにより手持ち工事の状況を確認
 - ウ グループウェアに掲載する名簿等により建設業法上の営業所上の専任技術者・経営業務の管理責任者となっていないかを確認
 - エ 添付書類により直接的な雇用の有無を確認
 - 現場代理人は、建設工事請負契約書の条項により、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる（一部除外あり）とされていることから、その権限を行使する地位にあることの根拠の一つとして、「直接雇用されている者である」ことを確認する。
 - なお、雇用確認の方法は、平成19年5月11日付け県土第03-399号「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」の確認方法に準じる。
 - (3) 契約時以降、現場代理人を変更する際の提出書類及び内容の確認は、契約時と同様に取り扱う。
- 2 建設工事請負契約書の条項第10条第3項について次のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 建設工事請負契約書の条項第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時的に中止している期間
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - (4) 余裕期間設定工事における「契約日から工事着手日前日までの期間（余裕期間）」
 - (5) (1)～(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 2(3)の期間において、次の(1)から(3)までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。

この場合においては、1(1)に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届（工場製作期間用）（別記様式2）を提出させ、次の(1)から(3)までをいずれも満たしていることを確認すること。

- (1) 兼任する工事は、いずれも工場製作のみが行われている期間であること。
- (2) 兼任する工事は、いずれも現場代理人の常駐を要しないとすする期間について打合わせ簿などの書面により明確にされていること。
- (3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であること。

4 2(4)の期間において、次の(1)から(3)までをいずれも満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めることができる。この場合においては、1(1)に定める契約時の提出書類に加えて現場代理人兼任届（別記様式3）を提出させ、次の(1)から(3)までをいずれも満たしていることを確認すること。なお、現在稼働中の工事の現場代理人については、兼任する余裕期間中の工事現場が稼働しないことから、常に稼働中の工事現場に滞在することが可能である。このため、現場代理人として「常駐」しながらも余裕期間中の工事の現場代理人と兼任を可能とする。

- (1) 兼任する工事の施工箇所は、いずれも同一建設事務所の所管区域内であること。
- (2) 兼任する工事は、いずれも三重県発注工事であること。ただし、国又は市町等の工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (3) 兼任する現場代理人は、発注機関又は監督員から常に携帯電話等で連絡をとれる状態であり、発注機関又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

5 適用

令和6年7月1日以降発案にかかると適用します。

事務担当：県土整備部 建設課 入札制度班
電話：059-224-2723

II 補足資料

1. 三重県工事一時中止に係るガイドラインについて

●三重県工事一時中止に係るガイドラインについて

ガイドラインの内容については、積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法」をとりまとめたもの。

●増加費用に関する基本事項

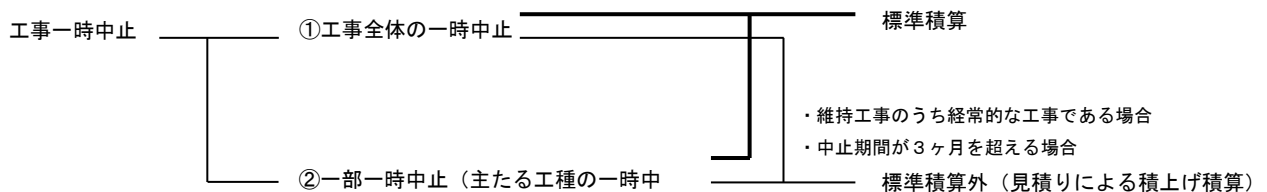
| | |
|---------------|--|
| 対象工事 | 発注者が、契約書第 20 条第3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって(指示した期間)中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事 |
| 増加費用として積算する範囲 | ○工事現場の維持に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開・準備に要する費用 |
| 増加費用の算定 | ○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。 |

2. 工事一時中止の区分

●全部中止と一部一時中止の違い

契約書(第20条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合(一時中止)、②工事の一部を中止する場合(一部一時中止)があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



一部一時中止の場合の増し分費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

| | 一時中止 (工事全体の中止) | 一部一時中止 (主たる工種の中止) |
|------------------------|---|---|
| 中止の範囲 | 工事範囲全体 | 工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示) |
| 技術者の専任 | 工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。 | 工事施工期間は専任が必要。 |
| 契約解除できる時期 (契約書第50条) | 中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月) | 中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 |
| 工期変更 | 原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。 | 一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する。 |
| 増し分費用の 算定方法 | 中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 小数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \left\{ (N \times R \times 100) / J \right\}$ N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数 | |
| | Nは一時中止日数 | Nは一部一時中止に伴う工期延期日数 |

3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

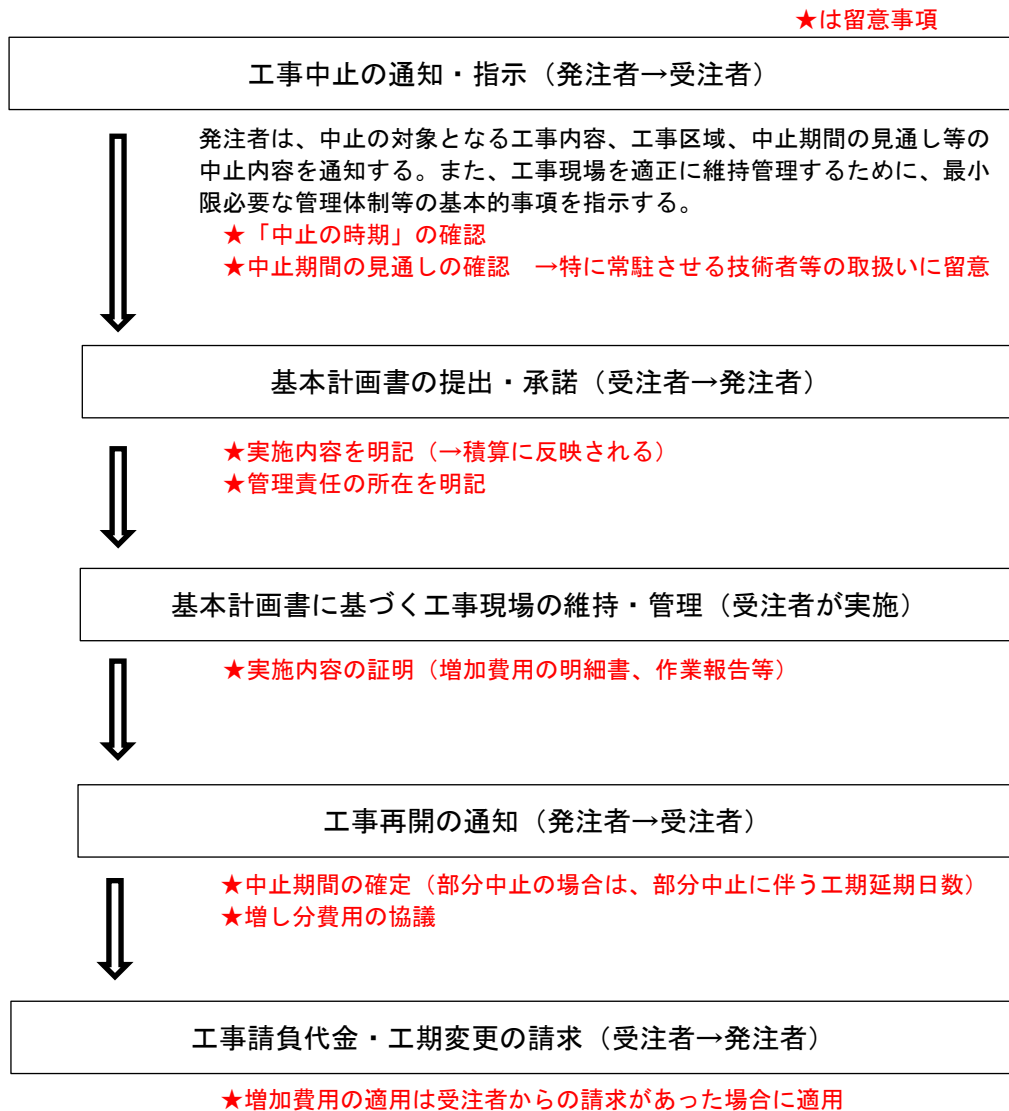
●算定方法の違い

| | 中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算 | 中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算 |
|----------------------|---|---|
| 一時中止 (工事全体が中止) | ○率計上項目は、 標準積算(率計上) とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 中止期間のN 」を用いる。 ○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 | ○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 |
| 一部一時中止 (主たる工種が中止) | ①率計上項目は、 標準積算(率計上) とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 工事延期期間N' 」を用いる。 ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 | ③全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。 |

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合: 出水期間における現場維持等に
 必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4. 請求の流れ及び適用範囲

●工事一時中止の増し分費用について



●増加費用の範囲

- (1) 現場維持に要する費用
 - イ. 工事現場の維持に要する費用
 - ロ. 工事体制の縮小に要する費用
 - ハ. 工事の再開・準備に要する費用
 - 二. 中止により工期延期となる場合の費用
 - ホ. 工期短縮を行った場合の費用
- (2) 本支店における増し分費用・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される

●中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

| | |
|--------------|---|
| イ 材料費 | ① 材料の保管費用 |
| | ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 |
| | ③ 直接工事費に計上された材料の損料等 |
| ロ 労務費 | ① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 |
| | ② 他職種に転用した場合の労務費差額 |
| ハ 水道光熱電力等料金 | 現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用 |
| ニ 機械経費 | ① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用 |
| ホ 運搬費 | ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 |
| | ② 大型機械類等の現場内運搬 |
| ヘ 準備費 | 通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する |
| ト 仮設費 | ① 仮設諸機材の損料 |
| | ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 |
| チ 事業損失防止施設費 | 仮設費に準じて積算した費用 |
| リ 安全費 | ① 既存の安全設備に係る費用 |
| | ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 |
| ヌ 役務費 | ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 |
| | ② 電力・水道等の基本料 |
| ル 技術管理費 | 原則として増し分費用は計上しない。 |
| ヲ 営繕費 | 現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等 |
| ワ 労務者輸送費 | 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用 |
| カ 社員等従業員給料手当 | 中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用 |
| ヨ 労務管理費 | ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 |
| | ② 解雇・休業手当を払う場合の費用 |
| タ 地代 | 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用 |
| レ 福利厚生費等 | 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用 |

| | | 中止の時期 | | |
|--|---------|--|--|---|
| | | 契約後準備工着手前 | 準備工期間 | 本工事施工中 |
| | | 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間 | 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間 | |
| 中止期間 | ～3ヶ月以内 | 増加費用は計上しない。 ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生 | 積上げ積算 ※前頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等が想定される | 標準積算 (増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) または積上げ積算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg : 一時中止に係る現場経費率 J : 中止時点の現場管理費対象純工事費 注) 全部中止の場合に適用 (主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α : 積上げ積算 ※前頁表項目 (率分除く) について費用の明細書に基づき受発注者協議 </div> |
| | 3ヶ月を超える | | | 積上げ積算 ※前頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 |
| ※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、 費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議 して決定するものとする。 | | | | |

5. 工事一時中止に伴う積算方法 (標準積算による場合)

◆中止期間中の現場維持等の費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率 (単位 % 小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費) (単位 : 円 1,000円未満切り捨て)

α : 積み上げ費用 (単位 : 円 1,000円未満切り捨て)

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \left\{ (N \times R \times 100) / J \right\}$$

N : 一時中止日数 (日) ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数 (別表—1)

【計算例】河川・道路構造物 (地方部 (一般交通等の影響なし))

| | | |
|-------------|-------------------|------------------------|
| A = 180.4 | J = 1,000,000,000 | 一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費 |
| B = -0.1562 | N = 90 | 一時中止日数 |
| a = 0.8251 | R = 23,000 | 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役) |
| b = 0.3075 | α = 0 | 積み上げ費用 |

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \left\{ (N \times R \times 100) / J \right\}$$

$$dg = 0.710240909$$

0.710 % (小数第4位四捨五入 3位止め)

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$G = 7,100,000 \quad (1000円未満切り捨て)$$

中止90日、積み上げ分0円の場合の
“G(中止期間中の現場維持等の費用)”

| 純工事費 | dg | G |
|---------------|-------|-----------|
| 100,000,000 | 3.297 | 3,297,000 |
| 300,000,000 | 1.496 | 4,488,000 |
| 500,000,000 | 1.075 | 5,375,000 |
| 1,000,000,000 | 0.710 | 7,100,000 |

6. 基本計画書の作成例

●準備工期中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

| | |
|--|---|
| <p>〇〇〇電線共同溝工事</p> <p>基本計画書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇〇株式会社 〇〇支店</p> | <p>目次</p> <p>1. 工事概要・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 中止期間中の業務・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>3. 中止期間中の体制・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>4. 現場組織表・・・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>5. 安全衛生管理組織表・・・・・・・・・・ 5</p> <p>6. 緊急時の体制及び対応・・・・・・・・・・ 6</p> <p> 地震発生時・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p> 台風発生時・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> 緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p> 災害対策本部組織図・・・・・・・・・・ 10</p> <p> 緊急資材一覧表・・・・・・・・・・・・ 11</p> |
|--|---|

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・ 現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
- ・ 試掘の立会
企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。
- ・ 施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。
- ・ 道路調整会議の出席
- ・ 道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・・・・・・常駐

監理技術者・・・・・・・・非専任

施工担当者・・・・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇事務所と協議のうえ、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記



一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

7. 工事請負代金変更請求の作成例(1)

●増加費用の請求書例

(積上げ積算が必要な場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 様

(受注者名) 印

〇〇〇〇工事の () 一時中止に伴う増加費用の請求について

標記について、下記の () 一時中止に伴い増加費用を必要としたので、工事請負契約書第 20 条第 3 項に基づき負担されるよう請求します。

記

1. 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇日間)

備考 () には全部又は一部を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 様

(受注者名) 印

〇〇〇〇工事の () 一時中止に伴う増加費用の見積について

標記について、下記のとおり見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

1. 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇日間)

2. 増加費用 ¥〇〇〇,〇〇〇

3. 増加費用の内訳 別紙のとおり

備考 1. () には全部又は一部を記入すること。
2. 増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

8. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

●増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 〇〇〇電線共同溝工事
工事場所 自) 〇〇市〇〇町
至) 〇〇市〇〇町
当初工期 自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日一時中止期間 自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇〇日間) (〇〇〇日間)

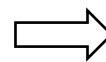
当初契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 税抜契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額 ¥ 3,629,624 税抜増加金額 ¥ 3,456,785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

※見積もりに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

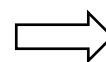
例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

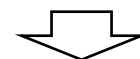


- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について



- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる
(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた 3,456,000円を増加費用として計上)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

| 工事名 | 〇〇〇電線共同溝工事 | | | | | | |
|--------------|------------|----|-----|---------|-----------|----|--|
| | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 | |
| 一時中止に伴う増し分費用 | | 式 | 1 | | 3,456,785 | | |
| (1)現場管理費 | | 式 | 1 | | 3,456,785 | | |
| ・従業員給料手当 | | 式 | 1 | | 3,094,484 | | |
| 現場代理人 | | 月 | 4.3 | 506,809 | 2,179,278 | | |
| 監理技術者 | | 月 | 1.3 | 704,005 | 915,206 | | |
| ・福利厚生費 | | 式 | 1 | | 35,499 | | |
| ・事務用品費 | | 式 | 1 | | 50,935 | | |
| ・通信交通費 | | 式 | 1 | | 112,835 | | |
| ・現場事務所費 | | 式 | 1 | | 163,032 | | |
| 合計 | | | | | 3,456,785 | | |

9. 工事請負代金変更請求の作成例(3)

●増加費用の見積根拠資料例

(1) 現場代理人等給料について

① 当該現場での作業内容

| 中止期間中報告書 ○月 総括表 | | | | 現場代理人 | 監理技術者 |
|-----------------|----|----|----------------|-------|-------|
| 月 | 日 | 曜日 | 作業の内容 | | |
| ○年 | 1 | 金 | 工事の一時中止指示 | | |
| ○月 | 2 | 土 | | | |
| | 3 | 日 | | | |
| | 4 | 月 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 5 | 火 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 6 | 水 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 7 | 木 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 8 | 金 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 9 | 土 | | | |
| | 10 | 日 | | | |
| | 11 | 月 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 12 | 火 | 現地調査(現地測量) | | |
| | 13 | 水 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 14 | 木 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 15 | 金 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 16 | 土 | | | |
| | 17 | 日 | | | |
| | 18 | 月 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 19 | 火 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 20 | 水 | 現地調査(支障物等の確認) | | |
| | 21 | 木 | 現地調査(試掘の立会) | | |
| | 22 | 金 | 現地調査(試掘の立会) | | |
| | 23 | 土 | | | |
| | 24 | 日 | | | |
| | 25 | 月 | 特殊部位置の確認(現地照査) | | |
| | 26 | 火 | 特殊部位置の確認(現地照査) | | |
| | 27 | 水 | 道路調整会議(占用企業者) | | |
| | 28 | 木 | 現地調査(試掘の立会) | | |
| | 29 | 金 | 特殊部位置の確認(現地照査) | | |
| | 30 | 土 | | | |
| | 31 | 日 | | | |

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

② 給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の選任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

| 月別給与支給明細書 | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|-----------|
| 【現場代理人 ○○ ○○】 | | | | |
| | 給与 | 超金手当 | 賞与配賦金 | 給与手当小計 |
| ○月 | 369,900 | 110,147 | 102,825 | 582,872 |
| ○月 | 369,900 | 0 | 102,825 | 472,725 |
| ○月 | 369,900 | 23,725 | 102,825 | 496,450 |
| ○月 | 369,900 | 5,932 | 102,825 | 478,657 |
| ○月(9日分) | 109,103 | 753 | 38,717 | 148,573 |
| 合計 | 1,588,703 | 140,557 | 450,017 | 2,179,277 |
| 対象期間平均 | 369,466 | 32,688 | 104,655 | 506,809 |
| 【監理技術者 ○○ ○○】 | | | | |
| | 給与 | 超金手当 | 賞与配賦金 | 給与手当小計 |
| ○月 | | | | |
| ○月 | | | | |
| ○月 | | | | |
| ○月 | 523,600 | 0 | 180,937 | 704,537 |
| ○月(9日分) | 158,139 | 0 | 52,530 | 210,669 |
| 合計 | 681,739 | 0 | 233,467 | 915,206 |
| 対象期間平均 | 524,415 | 0 | 179,590 | 704,005 |

③ 給与明細等の資料 (各月の給与明細書、・前年の源泉徴収票等)



(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

① 経費別支払調書 (令和○○年○○月分)

| 項目 | 細別 | 支払先 | 金額 | 税抜金額 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|------|----|
| 事務用品費 | コピー代 | ○○○○(株) | 37,000 | | |
| | | | | | |
| 通信交通費 | 連絡車 | (株)○○○○ | 26,300 | | |
| | | | | | |
| 現場事務所 | レンタルハウス | ○○○○(株) | 38,000 | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | 101,300 | | |

② 事務用品費の証明書類の提出 (請求書の例)



③ 経費支払集計調書

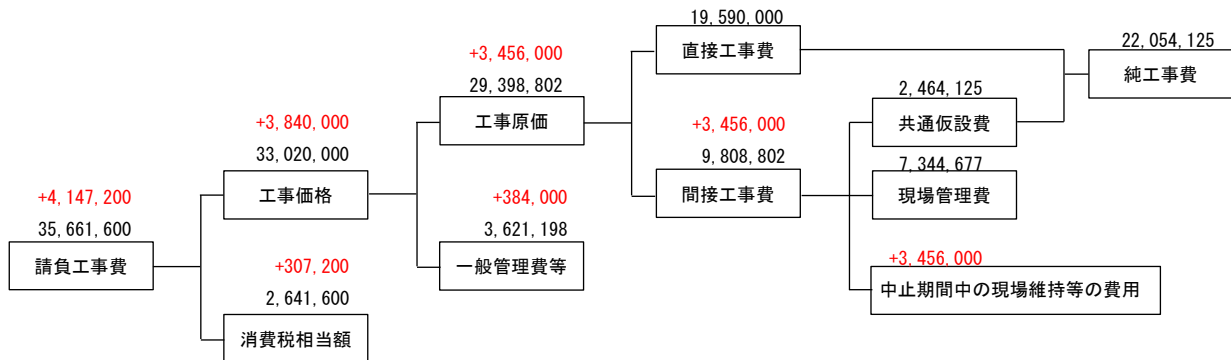
| | 福利厚生費 | 事務用品費 | 通信交通費 | 現場事務所 |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| ○月 | 7,850 | | 26,300 | 38,000 |
| ○月 | | | 26,300 | 38,000 |
| ○月 | 27,649 | | 26,300 | 38,000 |
| ○月 | | 37,000 | 26,300 | 38,000 |
| ○月(9日分) | | 13,935 | 7,635 | 11,032 |
| 合計 | 35,499 | 50,935 | 112,835 | 163,032 |

10. 工事請負代金の構成

●増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇増加費用等には、請負比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】
中止期間が3ヶ月を超える場合 **赤字は増額**



| 設 計 内 訳 書 | | | | | | | | |
|----------------|----|----|--------|-------|------------|------|-----------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量増減 | 金額増減 | 摘要 |
| 工事名：〇〇〇電線共同溝工事 | | | | | | | | |
| 共同溝 | | 式 | 1 | | 19,590,000 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 19,590,000 | | | |
| 開削土工 | | 式 | 1 | | 19,590,000 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 19,590,000 | | | |
| 掘削工 | | 式 | 1 | | 19,590,000 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 19,590,000 | | | |
| 開削掘削 | | 式 | 10,000 | 1,959 | 19,590,000 | 0 | 0 | |
| | | | 10,000 | 1,959 | 19,590,000 | | | |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | 19,590,000 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 19,590,000 | | | |
| 共通仮設費 | | 式 | 1 | | 2,464,125 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 2,464,125 | | | |
| 共通仮設費(率計上) | | 式 | 1 | | 2,464,125 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 2,464,125 | | | |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | 22,054,125 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 22,054,125 | | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | 7,344,677 | 0 | 0 | |
| | | | 1 | | 7,344,677 | | | |
| 中止期間中の現場維持等の費用 | | 式 | 1 | | 0 | 0 | 3,456,000 | ※ |
| | | | 1 | | 3,456,000 | | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | 29,398,802 | 0 | 3,456,000 | |
| | | | 1 | | 32,854,802 | | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | 3,621,198 | 0 | 384,000 | |
| | | | 1 | | 4,005,198 | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | 33,020,000 | 0 | 3,840,000 | |
| | | | 1 | | 36,860,000 | | | |
| 消費税相当額 | | 式 | 1 | | 2,641,600 | 0 | 307,200 | |
| | | | 1 | | 2,948,800 | | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | 35,661,600 | 0 | 4,147,200 | |
| | | | 1 | | 39,808,800 | | | |

※「中止期間中の現場維持費」には、請負比率を考慮しない。